

「貴所使」をめぐる

羽根田 柁 稀

はじめに

京都の朝廷と鎌倉の幕府の関係をいかに認識するか。本稿では、一二〇里以上も離れた二つの政治権力を取り結ぶ人びとの具体的な事例に焦点を当て、論点を提出したい。

これまでの研究史は、列島史上における幕府成立の意義を共有している。一方の軍事権力の優越という状況における二つの政治権力の並存という重大な事態を、日本歴史で初めて経験することになったがゆえである。その歴史的な位置づけを確認してみよう。

東アジア世界に類例をみないほど集権的な中世日本独自の支配構造を重視した黒田俊雄氏は、幕府こそ中世国家とみなす古典学説を批判し、中世社会を規定した身分制と荘園制によって形成された求心性や統合の作用を重要視した。さらに、黒田氏は、幕府に結集した在地領主の個別支配の背景でもある、全領主階級による特権的政治秩序が、列島の全人民の上に覆い被さる様相を指摘した。

幕府政治の実体が朝幕関係に強く規定されていることを重視した佐藤進一氏は、内部に対立を抱え込みながらも、その体制を継続的に維持すべく、独自の存立基盤の確保を模索した幕府を重視した。さらに、佐藤氏は、その表出と

して対朝廷政策を律する相互不干渉の動きがあることを指摘し、時として分離を志向する幕府の未完ながらも自立の可能性を追究した。

現在の研究も、これら先学の問題意識の系譜を引いている。その一方で、在地領主発展の必然的な帰結という見立てや幕府権力の成立・存続を自明の前提とすることなく、内乱の過程で形成された特異な軍事組織であることに幕府の本質を求めた点で視点を異にする。とりわけ、川合康氏は、戦時体制の一環として形成されて機能した諸制度を継承し、段階的に幕府権力が確立したという新たな認識の枠組みを提示している。したがって、幕府権力の分析には、動態的な把握が不可欠である。

また、高橋典幸氏は、「朝廷と鎌倉幕府ははじめから東西に並び立つ存在だったのであるか」という問いを投げかけている。新興勢力として表舞台に登場した幕府の存在を過大視せず、南関東に誕生した武装集団がいかにして政治権力を組織しえたか、再考を促す。そして、「朝廷と幕府との距離」こそ、幕府の存立を規定する構造的な問題であり、鎌倉幕府一五〇年がそれを模索する行程であったと指摘している。

このような通説の背景には、近藤成一氏の一連の研究がある。近藤氏は、類似した二つの政治権力間の交渉を管轄する朝廷の役職として関東申次を重視し、天皇あるいは上皇の意思を伝える論旨と院宣が、関東申次を世襲した西園寺氏に宛てて発給され、西園寺氏がそれを幕府に施行したことに注目した。その結果、二つの政治権力間の交渉を、双方が「外交関係」に持ち込もうと努めたことと結論づけたのである。

近藤氏の議論は、交渉の過程に発給された文書の機能論的分析の上に成り立つ。しかしながら、二つの政治権力を橋渡しする媒介として、関東申次だけを設定して検討することに対し、疑問を禁じえない。さらに、すべての交渉が文書の伝達だけで可能であったとは考えがたい。直接に対面する口頭での交渉の役割が後景に退いているのではなからうか。

そのような意味において、早くに黒川直則氏が、領主・農民間で交わされた文書を分析し、古文書学の意義とその

限界を指摘したことが注目される。黒川氏は、百姓申状を届け出た使者がそのまま留まり、荘園領主東寺と相對して交渉を行い、年貢の減免を獲得したことを解明した。そのうえで、文書の提出は「使者の口頭での交渉と一体となつて機能」したと結論づけた。「文書だけが自立的に機能を果たしているのではなく、文書は領主なり農民間の具体的な行動との相関関係で、一定の機能を果たし」という提言は、きわめて重い。黒川氏が「申状の内容よりも使者の交渉の方が重要な意味を持つ」と言及しているように、権力機構間といえども人間集団間での交渉であるかぎり、その結果は、公式書面以外の諸要素に規定されたことが想定されよう。

本論で述べるように、京都と鎌倉の間には、物理的な距離を厭わず政治権力間を結びつける双方向の往来が少なからず存在した。さらに、六波羅探題府が鴨東に設置された結果、京都は日常的に二つの政治権力が同居する空間となった。本稿では、幕府の成立と展開をこの時期の国家機構全体の変化を見渡して統一的に認識しようとする先学の方法⁽⁷⁾に学び、中世日本の政治構造の特質を復原的に説明する手掛かりとしたい。

一

正和四年（一三二五）三月八日の深夜、鎌倉で火災が発生した⁽⁸⁾。和賀江島を擁する飯島で火の手が上がったらしい。火の勢いは衰えを知らず、北上し、將軍や得宗を筆頭に二〇有余もの幕閣の屋敷を焼き尽くした。そればかりか、政所や問注所、公文所という中枢機関に延焼し、鶴岡八幡の無数の堂舎も焼失した。さらに、強い風に煽られた結果、建長寺の塔にまで飛び火した。大火による騒擾や都市機能の麻痺、幕政の停止を想起させよう。京都でこの一報を受けた西園寺公衡は、その後、二一日に用い使者を鎌倉へ派遣した⁽⁹⁾。

なおも停滞する鎌倉の中枢に代わって、二七日、六波羅探題府から次に示す知らせが公衡に届けられた⁽¹⁰⁾。

依「炎上事」、若被_レ下_レ勅使_レ者可_レ申_レ止_レ之、又貴所使等同可_レ停止_レ云々

鎌倉に甚大な被害をもたらした火災への見舞いの使者発遣を見合わせるよう、幕府は通告した。たしかに、公衡が鎌倉大火の一報を受けたと同時に、京ならびに西国の御家人は、「依_レ此事_レ在京武士・西国御家人等不_レ可_レ参_レ」¹¹として、幕府によって鎌倉入りを禁じられていた。

しかしながら、公衡はこれよりさき、すでに「炎上訪_レ」¹²と称して中原惟景を派遣していた。惟景は、三月二日に公衡と西園寺実兼の書状を携えて出京したのち、四月二日に鎌倉へ到り、ようやく六日に幕府へ「出仕」、翌七日には「將軍家御返事之牒」をなした返書を授かり、八日に鎌倉を出立、一五日には帰京していた。¹³公衡による対鎌倉交渉と比較して、六波羅による朝廷への対応は遅きに失した。

とはいえ、大火を受けた幕府や六波羅探題は、関東への下向をあらかじめ制限しようと努めた。権力中枢の重大時に往来を禁止する意図があったといえよう。

たとえば、正和五年（一三一六）七月、六波羅探題は「依_レ典廐御連署事、不_レ可_レ進_レ使者之由、所_レ被_レ仰下_レ也」¹⁴という通知を発し、少弐貞経と大友貞宗に周知させた。得宗家の家督を相続する北条高時の判始の折、幕府は御家人使者の鎌倉派遣を禁じた。注目すべきは、この周知が特定の御家人ではなく「九州地頭御家人」に宛てられたこと、つまり、九州諸国の御家人一般を対象とする周知命令であった事実である。殊に九州諸国の御家人に対しては、継続する異国警固番役に専念させる必要性もあつたが、他の諸国の御家人に対しても同様であつただろう。

正中二年（一三二五）、高時の子、邦時が誕生するや、祝儀としてだれが何を高時に手渡したか、金沢貞顕は事細かに記録した書状を六波羅探題南方として在京する金沢貞将に送った。そのうえ、ただちに使者を下向させるよう、貞将と六波羅北方の常葉範貞に指示した。¹⁵この年にも、高時の邸宅が焼失することがあつた。その知らせが六波羅探題から正式に奏聞される手続きを待たずして、朝廷は弔問の綸旨と院宣を発給した。¹⁶このように、得宗の動静に敏感

に反応する勢力が、鎌倉へ向かう往来を育む土壤の一角であったといえよう。

二

先に得宗に対するご機嫌伺いや関東情勢に関する情報収集を目的とした多様な階層の使者の往来を指摘したが、ここでは、それらのうち、「貴所使」を検討したい。鎌倉大火の折に下向が制限された「貴所使」とは、いかなる存在であっただろうか。その手がかりは次に示す二つである。

第一は、六波羅探題北方として北条時村が赴任するにあたり、得宗北条時宗と安達泰盛、太田康有で構成された寄合が作成した「六波羅政務条々」である。建治三年（一二七七）二月十九日、鎌倉から異動する人員とその職掌を定めたこの決定のなかに、「仙洞御使并貴所使者来臨事、可_レ被_二対面_一、但随_二事_一、可_レ有_二問答_一」⁽¹⁷⁾という箇条がある。「仙洞御使并貴所使者」が六波羅を訪れた場合に応対すべきこと、必要に応じて鎌倉と調整すべきことが規定されている。

第二は、鎌倉後期に編纂された幕府の歴史書、『吾妻鏡』である。嘉祿三年（一二二七）一月二十五日条に、「六波羅所_三執達_二之院宣、并貴所御返事等、被_レ遣_二六波羅_一之時者、可_レ副_二送案文_一之由、今日被_レ触_二仰奉行_一人_一也、被_レ納_二文函_一之間、為_二存知_一也」⁽¹⁸⁾という記事がある。六波羅から提出された「院宣、并貴所御返事等」の取り扱いが規定されている。

以上の二事例と、大火にともなう西園寺公衡の使者発遣によって、鎌倉と六波羅探題に送られたこと、治天および天皇と「貴所」が並列されうる存在であったことを、「貴所使」の特徴として指摘することができる。ただし、公衡による遣使の事例だけの場合、公衡を指して「貴所」と表現した、言い換えれば、相手を敬つて言う二人称として「貴所」という言葉が用いられた可能性もある。しかしながら、先に述べたように、特定の個人を指し示すと解釈さ

れない幕府の記録に「貴所」「貴所使」表現がみられることから、「貴所」とは身分や地位、家柄、官位が高い貴人を指し、「貴所使」とはそのような貴人の使者に対する呼称であると理解したい。

それでは、「貴所使」とは、いかなる人物の使者であろうか。この時期に鎌倉や六波羅へ使者を立てた貴人として、管見の限り、天皇、上皇、東宮、女院¹⁹⁾、西園寺氏、天台座主を確認することができる。幕府中枢の構成員は、執権・連署でさえ位階は四位・五位どまりで、官職も相模守や武蔵守に過ぎない。身分差は埋めるべくもなく、幕府側からすれば、いずれも貴人に相当するであろう。

つぎに、使者発遣の具体的な事例を検討しよう。たとえば、正応二年(一二八九)には、龜山院が使者として行清を幕府に送ったことを確認できる。あるいは、文保元年(一二二七)や元亨元年(一二三二)には、帰京した禎覚(基仲法師)が幕府の情勢を花園院に報告していた。このような使者が、京都と鎌倉の政治権力を結び付けていたのだ。

しかしながら、次のような事例もある。弘安一〇年(一二八七)一〇月一七日に龜山が「新院御使」²⁰⁾葉室頼親を派遣するや、翌一八日には後深草院の使者「富小路殿御使」²¹⁾藤原康能が後を追うようにして鎌倉へ出発した。

また、正中二年(一三二五)には、鎌倉で北条邦時が誕生した。この情報に接した京都朝廷では、後醍醐天皇が勅使として万里小路季房の downward 決定した。加えて、東宮邦良親王の「御使」²²⁾六条有忠が、偶然にも鎌倉に滞在していたため、御剣を託して祝賀の使節に仕立てられた。このような情勢に鑑み、決めかねていた後伏見院も表祝の「御使」²³⁾発遣を余儀なくされた。

このように、同時期に複数の使者が鎌倉をめざした。この現象は何を反映しているだろうか。一三世紀後葉に天皇家が²⁴⁾大覚寺統と持明院統に分立したうえ、一四世紀初葉には大覚寺統がさらに分裂した。摂関家も一三世紀後葉には五つの家が成立した。したがって、競合する各所から同時に使者が発遣されたのだ。前者の場合は、龜山が大覚寺統、後深草が持明院統であった。時代が降った後者はより複雑になった。後伏見は持明院統なのだが、後醍醐は大覚

寺統の天皇、邦良は後二条院の皇子で、同じ大覚寺統ながらも叔父の後醍醐とは対抗関係にあった。事実、この年の正月には同日に、後醍醐は吉田定房を、邦良は六条有忠を、先を争うようにして鎌倉へ向かわせていたことが確認される。⁽²⁶⁾

鎌倉後期には、幕府へ直接に使者を送る「貴所」が多極化していた。その一方で、天皇の勅使であれ、院使や東宮使であれ、名目こそ異なれ、その本質に変わりはない。「貴所使」は、これらを包括する言葉として認識すべきであろう。

三

なぜ「貴所使」は鎌倉に向かったのか。彼らの狙いは何であつただろうか。たとえば、室町女院領の相続をめぐる永嘉門院が関東に訴え出たとき、時の天皇後醍醐が勅使を立て、当知行二〇年の年紀法の適用を要求したことが知られる。⁽²⁷⁾しかしながら、このような訴訟を持ち込むべく出京しただけではない。旺盛な行動力を有し、特定の政治目的を達成すべく下向した「貴所使」が存在した。この時期に特徴的な現象であると思われるため、幾つかの事例を検討してみよう。

弘安三年（一二八〇）、後深草の使者として出京した飛鳥井雅有は、持明院統の御所で与えられた「関のあなたにて申すべき事書き」⁽²⁸⁾を携え、関東への旅路を急いだ。讓位して以来およそ二〇年、政治の表舞台から遠ざかっていた後深草の主眼は、東宮の即位にともなう自身の院政の開始にあった。そのため交渉を雅有に命じたのであった。

伏見天皇暗殺未遂事件への関与を疑われて以来一〇年あまり、「万里小路殿御使」として高倉永康を発遣して幕府と交渉した亀山の御所は、ついに正安三年（一三〇一）、「御治世事可改申之由、有関東之氣」⁽²⁹⁾という朗報に沸いた。

このような往来が生み出される背景には、大覚寺統と持明院統が、治天の地位をめぐる競合する経過があった。家産や官位の争奪に端を発して貴族社会が分裂・抗争するにつれ、深刻化した相論を裁断する「治天の君」に政治権力が集中、その求心力が急速に高められたという、当該期に特有の事情に起因していた³⁰⁾。政務の実権を有さない皇統は、影響力の低下を避けられず、治天の座に返り咲くことを渴望した。摂関の地位を継承した五摂家もまた同様であっただろう。子孫に就任資格を遺すべくという事情も相俟って、摂政・関白への就任を望み、競合していた³¹⁾。

それでは、鎌倉での交渉の実体を、正安三年（一三〇一）、大覚寺統によって派遣された吉田経長の言動にみてもよう。

経長は鎌倉へ赴き、後二条即位にともない空席となった東宮の座を獲得すべく交渉を重ねた。天皇・東宮を独占し、次代の治世を見越した駆け引きであった。当然、持明院統の使者も鎌倉に滞在していたことだろう。「予³²⁾下³³⁾向関東之時、立坊御理運次第、云³⁴⁾先例、云³⁵⁾道理、尽³⁶⁾詞申披」とあるように、鎌倉に到着した経長はさまざまに手段を講じて説得に乗り出した。「国不³⁷⁾可有³⁸⁾二主、後嵯峨院御素意分明」というのが主張の根幹であつたらしい。ただし、経長の請願は実を結ばず、対立する持明院統の皇子が東宮に立てられた。

競合する両統によって繰り広げられたむやみな鎌倉下向に対して、文保元年（一三一七）四月に入京した摂津親監は、「両御流皇統不³⁹⁾可⁴⁰⁾断絶⁴¹⁾之上者、有⁴²⁾御和談、可⁴³⁾被⁴⁴⁾止⁴⁵⁾使節往返」と述べ、不快感をあらわにした。しかしながら、これ以降も、「使節往返」が止むことはなかった。

天台座主も使者を鎌倉に立てた。幕府の政務日誌には、次の記事がある⁴⁶⁾。

（信判入相共於⁴⁷⁾御所評定所、問⁴⁸⁾答青蓮院使教因、禅淳、顕誉、梨下使永海、頼尋等⁴⁹⁾了

記主である太田康有は、御所評定所で二階堂行一とともに、「青蓮院使」と「梨下使」に対し事情聴取を行った。

青蓮院と梨下はいずれも北嶺の門跡寺院であるが、使者として名前が挙げられた教因は「一座主使」³⁷、禪淳と顕誉は「青蓮院衆徒使」³⁸、永海と頼尋は「梨下衆徒使」³⁹とも呼ばれている。両門跡間の対立が、青蓮院門跡出身で前年に就任した天台座主、道玄への抵抗に発展し、梨下衆徒は「抑留登山閉籠堂舎」⁴⁰として訴訟に打って出た。

自己解決が困難な状態に陥ったとき、自己をより優位な立場に引き上げる必要があるとき、それらを克服、解決する最後の、そして決定的な手段として幕府に働きかける。苦しいときの鎌倉頼みが、頻繁な往来を生み出した根本的な理由ではなからうか。

むすびにかえて

鎌倉後期の政治秩序が生み出した固有の存在として「貴所使」を位置づけたい。分立した貴族社会の政治的駆け引きの舞台が、京都を抜け出して鎌倉に移りつつあった。その条件の下に「貴所使」は成立した。

その一人、正安三年（一一三〇）に亀山の使者として政治交渉を結実させた高倉永康は、早く弘安六年（一二二八）三、二条殿造営費用の一部を負担し、結果として、亀山と後宇多院から、安樂寿院領山城国真幡木・芹河・上三栖村の知行を安堵された経歴の持ち主であった。⁴¹さらに、正応四年（一二九一）には、それら安樂寿院領鳥羽三箇荘に加え、浄金剛院領讃岐国大内荘と中川禅尼領加賀国小坂荘の子孫への相伝を認められた。いま、注目すべきは、この折に、亀山が「度々関東下向勞、異他」⁴²、後宇多が「度々使節勞、尤可_レ有_二推賞_一候」⁴³と述べたことである。管見の限り、史料上には確認できないものの、永康は幾度となく関東下向を繰り返していたのであろう。「貴所使」を務めることが「奉公」⁴⁵と認定され、大覚寺統による「御恩」⁴⁶として所領が安堵されたことがわかる。

永康のように、「貴所使」が政治交渉の結果を持ち帰る事例は、希少である。ほとんどの場合は、幕府（関東）が派遣した使者、「東使」によって伝達された。したがって、「貴所使」発遣の最終的な目標は、好ましい結果をもたら

す東使を京都に呼び込むことにあったと考えられる。「貴所使」と東使を一对の現象として理解せねばならないだろう。みずからの課題のひとつとしたい。

注

- (1) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『黒田俊雄著作集1 権門体制論』法蔵館、一九九四年、初出一九六三年)など。
- (2) 佐藤進一「日本の中世国家」(岩波書店、二〇〇七年、初出一九八三年)、同『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年)。
- (3) 川合康「源平合戦の虚像を剥ぐ―治承・寿永内乱史研究―」(講談社、二〇一〇年、初出一九九六年)、同『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)、同『鎌倉幕府研究の現状と課題』(同『院政期武士社会と鎌倉幕府』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇六年)、同『日本中世の歴史3 源平の内乱と公武政權』(吉川弘文館、二〇〇九年)、同『治承・寿永の内乱と鎌倉幕府の成立』(『岩波講座日本歴史6 中世1』岩波書店、二〇一三年)。
- (4) 高橋典幸「鎌倉幕府論」(『岩波講座日本歴史6 中世1』岩波書店、二〇一三年)。
- (5) 近藤成一「鎌倉時代政治構造の研究」(校倉書房、二〇一六年)、同『シリーズ日本中世史2 鎌倉幕府と朝廷』(岩波書店、二〇一六年)。
- (6) 黒川直則「中世一揆史研究の前進のために―史料と方法―」(青木美智男・入間田宣夫・黒川直則・佐藤和彦・佐藤誠朗・深谷克己・峰岸純夫・山田忠雄編『一揆5 一揆と国家』東京大学出版会、一九八一年)。なお、これに関連して、藤本久志「言葉戦い」(同『戦国の作法―村の紛争解決―』講談社、二〇〇八年、初出一九八六年)などを参照のこと。さらに、笠松宏至「日付のない訴陳状」考」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七七年)による次の指摘もきわめて重要である。
- ある種の権力が行う「裁判」であれ、あるいは近隣の「仲人」であれ、訴えをもつものは、そこに出向いて言葉で彼の主張を述べた。あるときは論人と対して「問注」も行われただろう。その手続きの主体はあくまで言葉であり、音声であった。そしてもし何らかの理由で、この音声に代る手段として訴陳「状」がつくられたとしても、それはあくまで音声の代りにすぎない。
- (7) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政權」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七五年)、同『鎌倉・室

町幕府と朝廷」(同『日本中世國家史論考』塙書房、一九九四年、初出一九八七年)。

(8) 『公衡公記』正和四年(一二二五)三月一日条、同月一日条、『鶴岡社務記録』正和四年(一二二五)三月八日条、同月九日条、『鎌倉年代記裏書』正和四年(一二二五)三月八日条。

(9) 『公衡公記』正和四年(一二二五)三月二日条。

(10) 『公衡公記』正和四年(一二二五)三月二七日条。

(11) 『公衡公記』正和四年(一二二五)三月二五日条。

(12) 『公衡公記』正和四年(一二二五)四月一日条。

(13) 『公衡公記』正和四年(一二二五)三月二日条、四月一日条。

(14) 『正和五年(一二二六)七月一日六波羅御教書案』(『鎌倉遺文』二五八九一号)。

(15) 『正和二年(一二二五)一月二日金沢貞顕書状』(永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条氏編年資料集』七一九号、『鎌倉遺文』二九二五五号)。

(16) 『花園天皇日記』正中二年(一二三五)正月一日条。

(17) 『建治三年記』建治三年(一二七七)二月一日条。

(18) 『吾妻鏡』嘉祿三年(一二二七)一月二五日条。

(19) 『実躬卿記』嘉元四年(一二〇六)二月五日条に、「民部卿(頼藤)、去月廿三日為昭訓門院御使下向関東、思其日数、
昨今之間、当三下著日歟、折節殊所驚存也、尤以不便、世間之無常雖不始于今、尚々可悲々々」とある。

(20) 『吉統記』正応二年(一二八九)九月八日条、同月一日条。

(21) 『花園天皇日記』文保元年(一二二七)三月二九日条、元亨元年(一二三二)一月一日条。

(22) 『勘仲記』弘安二〇年(一二八七)一月一日条。

(23) 『勘仲記』弘安二〇年(一二八七)一月一日条。

(24) 『花園天皇日記』正中二年(一二三五)一月三日条。

(25) 『花園天皇日記』正中二年(一二三五)二月一日条。

(26) 『花園天皇日記』正中二年(一二三五)正月一日条。

- (27) 文和四年(一二三五) 一月日東寺雜掌光信庭中申状案(上島有編『山城国上桂庄史料』二二三号、「東寺百合文書」ヨ函一〇三号)。
- (28) 『春の深山路』弘安三年(一二八〇) 一月一三日条。
- (29) 『実躬卿記』正安三年(一二三〇) 正月八日条。
- (30) 市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九八八年)、同「鎌倉後期の公家政権の構造と展開―建武新政への一展望―」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九九二年)。
- (31) 正和四年(一二二五) 五月二〇日条、六月一九日条によれば、撰関の地位をめぐって複数の款状が提出されている。
- (32) 「後伏見院御幸始記」(『公衡公記』) 正安三年(一二三〇) 二月八日条によれば、日野俊光が関東に下向している。あるいは、日野俊光がこれに該当するかもしれない。
- (33) 『吉統記』正安三年(一二三〇) 一月二四日条。
- (34) 『吉統記』正安三年(一二三〇) 一月二五日条。
- (35) 『花園天皇日記』元亨元年(一二三二) 一〇月一三日条。
- (36) 『建治三年記』建治三年(一二七七) 七月二七日条。
- (37) 『建治三年記』建治三年(一二七七) 七月二三日条。
- (38) 『建治三年記』建治三年(一二七七) 七月二三日条、同月二五日条。
- (39) 『建治三年記』建治三年(一二七七) 七月二五日条。
- (40) 『建治三年記』建治三年(一二七七) 七月八日条。
- (41) 『勅仲記』弘安六年(一二八三) 一〇月一〇日条(『鎌倉遺文』一四九七四号)。
- (42) 弘安六年(一二八三) 一二月二日亀山上皇院宣案(『鎌倉遺文』一五〇一八号)、弘安六年(一二八三) 一二月四日後宇多上皇院宣案(『鎌倉遺文』一五〇一九号)。
- (43) 正応四年(一二九一) 三月二日亀山上皇院宣案(『鎌倉遺文』一七五七八号)。
- (44) 正応四年(一二九一) 三月二八日後宇多上皇書状(『鎌倉遺文』一七五七九号)。

- (45) 正応四年(二二九二)三月二十八日龜山上皇院宣案〔鎌倉遺文〕一七五七八号、正応四年(二二九二)三月二十八日後宇多上皇書状〔鎌倉遺文〕一七五七九号。
- (46) 正応四年(二二九二)三月二十八日龜山上皇院宣案〔鎌倉遺文〕一七五七八号、正応四年(二二九二)三月二十八日後宇多上皇書状〔鎌倉遺文〕一七五七九号。